

令和6年5月30日  
東日本高速道路株式会社

## 競争参加資格停止措置について

### 1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

日管株式会社 静岡県浜松市中央区池町220-4

令和6年5月30日～令和6年9月29日（4ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

令和6年5月30日～令和6年8月29日（3ヶ月）

地域2（東北支社が所掌する区域）、地域4（新潟支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

五建工業株式会社 東京都千代田区内神田1-16-3

令和6年5月30日～令和6年8月29日（3ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

### 2. 事実概要

有資格者である日管（株）の元取締役及び五建工業（株）の使用人は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。

その後、日管（株）の元取締役は、令和2年6～8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など複数の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。

また、当時の区議に対し、令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、日管（株）の元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供し、五建工業（株）は、自宅改修工事費約17万円を負担した。

なお、いずれも公訴時効（3年）が成立している。

### 3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上